

再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する受付要領

I 本受付要領について

- 本受付要領は、「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用して事業者が蓄電池の設置をご希望される場合の、手順・遵守事項等について定めたものです。
 - ※ 「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用されない場合についても、本受付要領の規定に則り取扱います。
- 「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金」を活用して蓄電池の設置をご希望される事業者については、本受付要領に記載の事項をご確認いただき、お申込みいただきますようお願いいたします。

II 蓄電池の設置に係る要件

- 当社の出力制御スケジュールに基づいた出力制御を確実に行うシステムとするため、原則として、蓄電池は再生可能エネルギー発電設備と同一のパワーコンディショナー（以下、PCSといいます。）の発電機側（直流側）に設置すること
- PCSは、当社の出力制御スケジュールに応じて出力制御が可能である「出力制御機能付PCS」とすること
 - ※ 出力制御機能付PCSが市販される前に接続を希望される場合は、出力制御機能付PCSを確実に入手できることを確認の上、出力制御が実施される時期までに設置すること
- 蓄電池への充電は、再生可能エネルギー発電設備で発電した電気のみとし、当社系統からの電気を充電しない構造であること
- 蓄電池からの放電と再生可能エネルギー発電設備による発電が同時に行われないように制御すること
 - ※ 1 当社が放電時間帯を指定することがあります。その場合、当社の依頼に従っていただくことを要件といたします。
 - ※ 2 風力発電設備に蓄電池を併設する場合、太陽光発電設備が発電しない時間帯（夜間）に放電することを要件といたします。
- 蓄電池およびその付帯設備は事業者自身が事業者の負担で設置すること
- 申込みの内容に変更が生じる場合は、すみやかに当社に連絡すること
- 本受付要領に記載の事項に同意すること

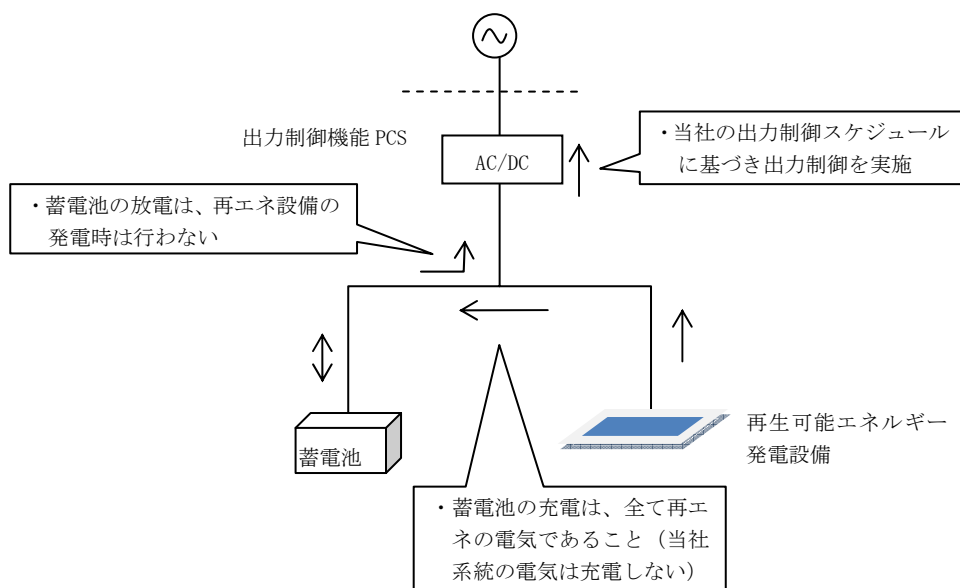
（注1）蓄電池の容量は任意とし、各事業者にて決定していただきます。

（注2）工事費負担金を低減させる等を目的として蓄電池を設置される場合は、当社の系統によって条件が異なりますので、事前に、発電所所在地を管轄する弊社営業所へご相談くだ

さい。

なお、出力制御機能付PCSにより最大逆潮流を制限する場合で、既申込の高圧・特別の案件の契約容量を変更される場合は、あらためて接続検討のお申し込みを行っていただきます。また、既申込の低圧連系の案件の契約容量を変更される場合は、あらためて接続契約のお申し込みを行っていただきますので、予めご了承ください。

(システム構成例)



Ⅲ 蓄電池設置の申込み

- 蓄電池設置の申込みにあたっては、低圧で当社系統に連系される場合は電力受給契約申込みをいただく際の申込書の提出、高圧または特別高圧で当社系統に連系される場合は接続検討申込み（以下、総称して「接続検討」といいます。）に際し、当社が蓄電池の要件を確認できる以下の資料を提出いただきます。

なお、既に接続検討をお申込み済の場合、申込済の太陽光発電設備または風力発電設備の接続検討に係る資料の差替え等が必要となりますので、ご注意ください。

- 提出された申込書及び資料について、当社にて確認の結果、不備がある場合、再提出をお願いします。

【ご提出いただく資料】

- ① 太陽光発電設備または風力発電設備に係る新規の接続検討申込にあわせて蓄電池の設置を申し込まれる場合
 - ・「再生可能エネルギー接続保留緊急対応補助金を活用した蓄電池設置に関する申込書」および添付資料
 - ・蓄電池及び制御装置等を記載した単線結線図
 - ・設置する蓄電池の仕様書

- ・蓄電池の充放電の制御方法に関する説明資料
 - 出力制御時における蓄電池制御
 - 再生可能エネルギー発電設備の通常運転時における蓄電池の充電・放電
- ② 接続検討中の太陽光発電設備または風力発電設備について蓄電池の設置を申し込まれる場合
 - ・上記①に記載の資料に加え、既に申し込まれた太陽光発電設備または風力発電設備に係る接続検討申込に関する資料のうち、蓄電池の設置により修正が必要となる資料
- ③ 接続検討済の太陽光発電設備または風力発電設備について蓄電池の設置を申し込まれる場合
 - ・上記①に記載の資料に加え、蓄電池の設置に関する接続検討申込書およびその添付資料

IV 蓄電池の系統連系に関する技術検討

- 当社は、接続検討を行う際、蓄電池の系統連系に関する技術検討をあわせて実施いたします。
- 蓄電池の系統連系に関する検討の過程において、蓄電池設置に係る要件が満たされていないと当社が判断した場合には、蓄電池の設置をお断りさせていただきます。

V その他

- 蓄電池設置に関する事項以外は、事業者の電源種別及び電圧種別に応じた契約要綱等に準じます。
- 風力発電に蓄電池を設置する場合で、「II 蓄電池の設置に係る要件」と異なるシステム構成を希望される場合は、予め当社窓口へご相談ください。

以 上